

入札公告

(日本郵政不動産株式会社所有不動産の売却)

次のとおり一般競争により売却をするので公告します。

2025年10月27日(入札公告日)

契約責任者(売主)
日本郵政不動産株式会社
代表取締役社長 池田 明

1 売却物件

(1) 入札件名 「メルパルク松山」の土地・建物の売却

(2) 売却物件の概要

所在地	松山市道後姫塚 123 番 2
区 分	土地・建物
数 量	「2 物件目録」参照

2 物件目録

(1) 土地

所在及び地番	地目	地積	
松山市道後姫塚 123 番 2	宅地	登記簿	6,045.63 m ²

(2) 建物

所 在	家屋番号	種類	構 造	延床面積 (登記簿)
松山市道後姫塚 123 番地 2、134 番 地 2、123 番地 4、 123 番地 2 地先	123 番 2	旅館 会館	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 1 階付 6 階建	10,230.62 m ²
【附属建物】	符号 1	会館	鉄骨造鋼板葺平家建	155.30 m ²

3 競争参加資格

次の(1)から(11)のいずれにも該当しない方であること及び宅地建物取引業法（以下「業法」といいます。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない方（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意等を得ている方を除きます。）及び破産者で復権を得ない方。

(2) 次の一に該当すると認められる方でその事実があった後、2年間を経過していない方。これに該当する方を役員、又は代理人、支配人その他の使用人（以下、代理人、支配人その他の使用人を「使用人等」といいます。）とする方についても同様とします。

ア 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量その他契約の履行に関して不正の行為をした方

イ 公正な競争の執行を妨げた方、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した方

ウ 競争への参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた方

エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた方

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方

カ その他、当社に損害を与えた方

(3) 反社会的勢力と認められる方。会社その他の法人の方又は個人の方であって、反社会的勢力を役員若しくは使用人等とする方も同様とします。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない方、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる方、その他次に掲げる方をいいます。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する方

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする方

ウ その他、脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超え若しくは社会的妥当性を欠く不当な要求をする方

(4) 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある方。会社その他の法人の方又は個人の方であって、反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある方を役員若しくは使用人等とする方も同様とします。

ア 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

イ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

エ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(5) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものではないことを確約しない方

(6) 自ら又は自らの役員若しくは使用人等が、次のいずれの行為も行わないことを確約

しない方

ア 自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。

イ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為

ウ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為

エ 自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

オ その他、アからエに準ずる行為

(7) 当社に対し、虚偽の事実を告げた方、又は提出した書類に不実の記載をした方又は記載すべき重要な事項について記載をしなかった方若しくは誤解を生じさせないために必要とされる重要な事項について記載をしなかった方

(8) 業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者にあつては、平成30年5月以降に同法第65条から第67条の2までの規定に基づく監督処分を受けた方

(9) 当社において、不動産等の管理に関する事務に従事する方

(10) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する方を入札代理人とする方

(11) 上記(1)から(10)のいずれかに準ずる方、その他公正な入札手続の適正かつ円滑な執行に支障を生じさせるおそれのある方等当社が不適格と認めた方

※ 本公告以降、後に定義する入札参加申込者、入札参加者又は落札者について、上記事項に該当することが判明した場合又は該当することとなった場合には、入札参加資格の付与拒否・失効、売買契約の解除、当該事実判明後2年間の当社主催入札への参加禁止の措置を講じることがあります。

4 入札参加手続き

(1) 入札参加資格確認申込の受付

入札に参加しようとする方（以下「入札参加申込者」といいます。）は、別紙1「誓約書（兼入札参加申込書）」に印鑑登録印（実印）を押印の上、各々の記入例を参考にして記入してください。

なお、「誓約書（兼入札参加申込書）」へ押印した印鑑は、重要事項説明書、売買契約書、引渡書等に使用する印鑑とします。

入札参加申込者は「誓約書（兼入札参加申込書）」及び次に掲げる証明資料を2025年10月27日（月）から2025年11月14日（金）までの間に下記（4）の場所に郵送（同日消印有効）してください。

また、下記9のとおり、入札の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う可能性がありますので、予めご了承ください。

【証明資料】

- ア 履歴事項全部証明書（発行後３ヶ月以内）
- イ 定款
- ウ 会社概要書（会社パンフレット）又は自社ホームページの会社概要を印刷した紙（これらを作成していない場合は、業務内容、会社設立日、資本金、従業員数、支店数、取引銀行等を記載した資料）
- エ 申込日現在の株主名簿（会社法に定める株主名簿等（議決権保有割合５％以上の者が分かるもの））
- オ 業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者の場合は、業法第６条に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から交付を受けた免許証の写し
- カ 別紙２「お客様カード（法人用）」※Ａ３両面印刷としてください。
- キ 別紙３「現地説明会参加者リスト」
- ク 取引担当者の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等官公庁発行の書類）の写し

(2) 提出された資料の取扱い

上記(1)により提出された資料については、本入札に係る競争参加資格確認以外の目的に使用することはありません。また、提出された資料については返還いたしませんので、予めご了承ください。なお、上記(1)により提出された資料の内容については、競争参加資格確認のため、下記(4)の売却業務（媒介）受託者と共同で利用すること及び警察当局へ情報提供することがありますので、予めご了承ください。共同利用する場合の管理責任者は日本郵政不動産株式会社となります。

(3) その他注意事項

複数名義人による共同購入はできませんので予めご了承ください。また、当社からの所有権の移転先は、買主本人のみとさせていただきます（契約者の地位の譲渡及び第三者のためにする契約はできません。）。

(4) 誓約書（兼入札参加申込書）及び証明資料の提出先（問合せ先）

売却業務（媒介）受託者

〒１０５－８３４３

東京都港区芝浦一丁目１番１号

野村不動産ソリューションズ株式会社

法人営業本部 アセット営業一部

担当 横田・清水

電話番号 ０３－６８５８－１７５２

国土交通省（５）第６１０１号

※ 買主の媒介業者を上記に限定するものではありません。

5 現地説明会の開催

上記４（１）により入札参加資格確認申込をされた方で、契約責任者から競争参加を認められた方に対して、「現地説明会のご案内」を郵送致します。「現地説明会のご案内」を持参頂いた方に限り、現地説明会にご参加頂けますので、必ず参加をお願いします。

なお、現地説明会に参加する方については、本人確認のため、名刺及び運転免許証、旅券（パスポート）等顔写真のある官公庁発行の本人確認書類（これがない場合には健康保険証、国民年金手帳、住民票等の公的機関発行の本人確認書類）の写しを提出していただきます。

(1) 開催日 2025年12月5日（金）

（注）開始時間は午前中を予定しております。その後、売却物件の建物内をご案内させて頂く予定です。懐中電灯を各自でご用意ください。

(2) 開催場所 にぎたつ会館

松山市道後姫塚 1 1 8－2

（注） 現地説明会に参加せずに本入札に参加することはできません。

6 入札参加者の決定

上記４（１）により提出された資料を確認の上、契約責任者から競争参加を認められた方であって現地説明会に参加された方であり、かつ現地説明会において当社が開示した売却物件に係る資料一式（売買契約書及び重要事項説明書を含みます。）の内容を理解し、各書面の内容及び条件（売買契約書の修正等はありません。）での購入を応諾する方に限り、入札参加の対象者（以下「入札参加者」といいます。）とします。また、主な売買条件につきましては、下記１７をご参照ください。

なお、入札参加者の決定後（落札者の決定後を含みます。）であっても、上記３の競争参加資格を有しなくなり若しくは有していないことが判明した場合又は誓約書（兼入札参加申込書）に違反し若しくは不実の記載を行ったことが判明した場合等当社が不適格と認めた場合には入札参加者の決定を取り消し、落札者の決定を取り消し又は入札を無効とすることがありますので、予めご了承ください。

7 入札金額

入札金額は土地、建物の総額とします。落札者の決定に当たっては、売却物件に係る消費税及び地方消費税分（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算していない金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税分を加算していない金額を入札書に記載するものとします。

その場合、落札価格の土地及び建物の内訳金額は、当社が取得した不動産鑑定評価に基づき、土地１００％、建物０％として当社が算出するものとします。

8 入札

次に示す期日までに、次に示す場所に入札書を郵送（一般書留郵便に限る）により提出してください。なお、入札書を郵便局において一般書留郵便により差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」記載のお問い合わせ番号について、開札日の前日午後5時までに上記4（4）誓約書（兼入札参加申込書）及び証明資料の提出先（問合せ先）に電話連絡してください。

詳細は、別添「入札書を郵送される際の注意事項」によります。

また、下記9のとおり、入札の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う可能性がありますので、予めご了承ください。詳細については、入札前に下記17の問合せ先までお問い合わせください。

(1) 入札書郵送場所

〒105-8343

東京都港区芝浦一丁目1番1号

野村不動産ソリューションズ株式会社

法人営業本部 アセット営業一部 横田・清水

電話番号 03-6858-1752

(2) 入札書受付締切

2026年1月30日（金）までに郵送（一般書留郵便に限る）してください。（同日消印有効ですが、開札日である2026年2月3日（火）の前日まで必着するよう郵送してください）。

9 入札の延期又は中止等

入札の公正性が損なわれるおそれが生じた場合、売却物件の滅失・損傷が生じた場合等、又は、これらの事情がない場合であっても当社の都合により、本物件の入札の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止を行う可能性がありますので、予めご了承ください。詳細については、入札前に下記17の問合せ先までお問い合わせください。

※(入札延期又は中止等の可能性は入札日当日まであり得ますので、ご注意ください。)

なお、入札の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴い損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、当社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

10 開札

2026年2月3日（火）、以下に示す場所において実施します。

開札場所

〒100-8791

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

大手町プレイス ウェストタワー24階

11 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない方のした入札及び当社所定の方式に違反した入札は無効とします。

12 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

当社があらかじめ定める非開示の最低売却価格以上の金額で、最高価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とします。入札結果の通知につきましては、落札者が決定され次第ご連絡致します。通知内容は当落の結果のみとし、それ以外の事項に関するご質問にはお答えできません。

なお、同額の入札を行った入札参加者が2者以上あるときは、厳正なる抽選により落札者を決定します。

開札した場合において、各人の入札のうち契約責任者が設定した価格（以下「設定価格」といいます。）に達した価格での入札がない場合には、設定価格に最も近い入札者から順次、価格交渉を行います。

(2) 契約締結辞退の取扱い

落札者は、理由の如何を問わず契約締結を辞退することはお控えください。

万一、落札者が契約締結を辞退した場合（業法37条の2に基づく申込みの撤回等を行った場合を含みます。以下同じ。）は、その理由の如何を問わず、原則、当社が通知した日から2年間、当社の行う入札には参加できなくなりますので、予めご了承ください。

また、落札者が契約締結を辞退した場合や、下記13の取引時確認の結果等によっては、次順位以下の入札者と契約手続きを進める場合がありますので、予めご了承ください。

なお、他の入札参加者や入札金額等についてはお問い合わせいただいても一切申し上げられませんので、予めご了承ください。

13 取引時確認

落札者の決定後、当社指定の方法により、落札者に対し契約締結前に犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号）及び当社規程に基づく取引時確認を行います（上記4(1)の証明資料以外の資料の提出を求める場合があります）。その結果により、落札者の決定後であっても、契約締結を行わず又は落札者の決定を取り消すことがありますので予めご了承ください。

14 手付金

手付金は、契約金額（税込み額）の100分の10（ただし上限は1,000万円とします。）です。

15 重要事項説明及び契約締結日等

重要事項説明及び契約締結日は原則、2026年2月27日（金）とし、残代金決済・引渡し日は、原則として、2026年3月17日（火）とします。

16 所有権移転登記

所有権移転登記手続きについては、買主において司法書士へ委任していただくことになります。

また、所有権移転に関しては、土地・建物売買としておりますので土地・建物共に買主名義で登記していただきます。よって、買主において建物の取り壊しを予定している場合であっても、当社から建物滅失登記の委任状等の提供はいたしません。

また、「中間省略登記」、「第三者のための契約」、「買主の地位譲渡の登記」等は認めませんのでご承知おきください。

なお、登記費用については買主負担となりますので予めご了承ください。

17 主な売買条件

主な売買条件については、以下のとおりです。

- ・現況有姿
- ・公簿売買
- ・境界非明示
- ・契約不適合責任免責
- ・売主の表明保証不可
- ・信託受益権による売買不可
- ・本物件の公租公課及びそれに準ずる負担金の起算日は4月1日とし、引渡日の前日までは売主が負担し、引渡日以降は買主が負担

18 問合わせ先

本入札公告に関する問合わせは、以下の問合わせ先までお問合わせください。

【 お問い合わせ先 】（売却業務（媒介）受託者）

〒105-8343 東京都港区芝浦一丁目1番1号

野村不動産ソリューションズ株式会社

法人営業本部 アセット営業一部 横田・清水

電話番号 03-6858-1752

国土交通省（5）第6101号

19 売主の表示

日本郵政不動産株式会社

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウエストタワー24階

電話番号 03-3477-9002

国土交通大臣（1）第10426号

誓約書（兼入札参加申込書）

年 月 日

契約責任者

日本郵政不動産株式会社

代表取締役社長 池田 明 殿

住 所

名 称

⑨

代表者役職

代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

当社は、「メルパルク松山」の土地・建物の売却の入札に当たり、2025年10月27日付け入札公告（日本郵政不動産株式会社所有不動産の売却）（以下「本入札公告」といいます。）に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し入札参加の申込をいたします。

記

1. 本入札公告記載の「3 競争参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
2. 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
3. 本入札（入札公告9記載のとおり）の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

誓約書（兼入札参加申込書）

記入例

年 月 日

契約責任者

日本郵政不動産株式会社

代表取締役社長 池田 明 殿

* 押印は印鑑証明書と同一の印を使用
願います。

* 必ず会社の住所、代表者役職及び代
表者氏名を記入願います。（社印は省略
可）。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

* 誓約書作成日、又は誓約
書等を郵便で差し出した
日を記入願います。

印

当社は、「メルパルク松山」の土地・建物の売却の入札に当たり、2025年10月27日付け入札公告（日本郵政不動産株式会社所有不動産の売却）（以下「本入札公告」といいます。）に定められた事項を承諾の上、下記のことを誓約し入札参加の申込をいたします。

記

1. 本入札公告記載の「3 競争参加資格(1)から(11)」のいずれにも該当しません。
2. 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏洩しません。
3. 本入札（入札公告9記載のとおり）の延期若しくは中止又は落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴う損害が発生した場合であっても、その理由の如何を問わず、貴社は一切の責任を負わないことを了承します。

お客様カード

お客様カード（法人用）

本書は、犯罪収益移転防止法第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認等に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の口には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

年 月 日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 商号・名称	
所在地	〒

〔注〕 本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、登記事項証明書等、犯罪収益移転防止法施行規則第 7 条第 2 号で規定されるものに限ります。)

2. 代表者等の本人特定事項

(フリガナ) 氏 名		所 属	
		役 職	
生年月日	☐ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 生		
住 居	〒		
顧客との 関係	☐ 代表者 ☐ 取引担当者 ☐ 代理人		

〔注〕 取引担当者の本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、運転免許証、パスポート、各健康保険証等、犯罪収益移転防止法施行規則第 7 条第 1 号又は第 4 号で規定されるものに限ります。)

3. 取引目的

☐ 買主	☐ 自社／店舗用	☐ 社宅用	☐ 転売用	☐ その他（ ）
☐ 売主	☐ 買い換え用	☐ 換金	☐ 資産売却	☐ その他（ ）

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

☐ 不動産業	☐ 建設業	☐ 製造業	☐ サービス業
☐ 運輸業	☐ 卸売／小売業	☐ 金融／保険業	☐ その他 ()

〔注1〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕 次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等 犯罪収益移転防止法施行規則第10条第2号で規定される書類

5. 實質的支配者

(フリガナ) 氏名	
生年月日	☐ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日生
住居	〒 ー
法人との関係	☐ 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に支配的な影響力を保有 (具体的な関係：) ☐ 法人を代表し、その業務を執行する個人

〔注1〕 実質的支配者の本人特定事項等は、お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注２〕 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者(自然人)をいい、具体的には、犯罪収益移転防止法施行規則第１１条第２項において以下のとおり定義されています。

〔注3〕 該当するものが複数いる場合は、全員の申告をお願いいたします。

なお、株式会社等で50%超の議決権を有する者がいる場合は、その50%超の議決権保有者のみが確認対象となります。（そのほかに25%超の議決権保有者がいる場合でも、その25%超の議決権保有者は確認対象から除外されます。）

◆資本多数決の原則を採る法人

法人例 株式会社、投資法人、特定目的会社など

- 対象者**
- ① 当該法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有する自然人
 - ② ①がない場合）出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ ①・②がない場合）法人を代表し、その業務を執行する自然人

◆上記以外の法人

法人例 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、
特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）など

- 対象者**
- ① 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人
 - ② （又は）出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ ①・②がない場合）法人を代表し、その業務を執行する自然人

〔注4〕 本申告に併せて株主名簿のご提出をお願いしています。

なお、お客様が上場企業の場合は実質的支配者の申告は不要ですが、有価証券報告書のご提出をお願いしています。

6. 外国PEPs（重要な公的地位にある者）との取引に関する事項

5. の実質的支配者は、

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある（※1）
- ☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
- ☐ 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがある）者の家族（※2）
- ☐ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

※1 外国政府等において重要な地位にある者（規則第15条）

- （1）我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- （2）我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- （3）我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- （4）我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- （5）我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

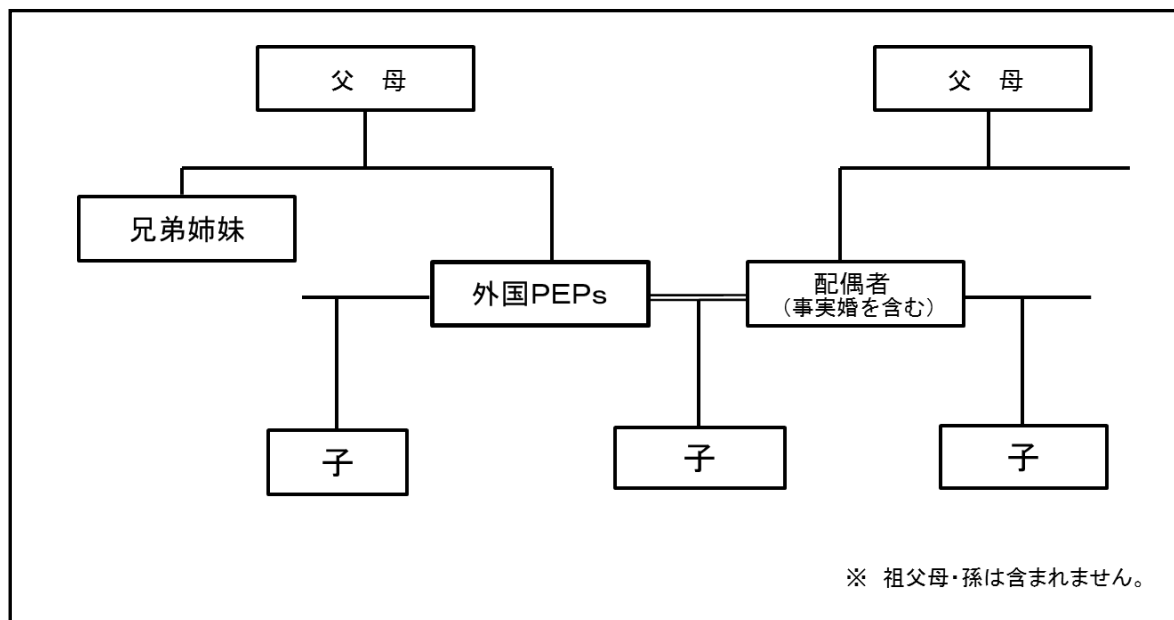
(6) 中央銀行の役員

(7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲（令第12条第3項第2号）

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】



7. 資金計画

売買代金の支払いは、以下を予定しています。

- ☐ 借入（借入予定金融機関及び支店名：
支店）
- ☐ 自己資金
- ☐ その他（具体的な資金調達方法を記
載：

銀行

）

〔注1〕 お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕 お客様が売主である場合は申告不要です。

入札件名 「メルパルク松山」の土地・建物の売却

現地説明会参加者リスト

法人名 _____

会社名	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
			T S 年 月 日 H

記入例

別紙3

入札件名 「メルパルク松山」の土地・建物の売却

現地説明会参加者リスト

法人名 ○○株式会社

会社名	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
○○株式会社	○○部長	○○ ○○ ○○ ○○	T [S] ○年○月○日 H
○○株式会社	○○係長	○○ ○○ ○○ ○○	T [S] ○年○月○日 H

第 1 回 番札

入 札 書

年 月 日

契約責任者
日本郵政不動産株式会社
代表取締役社長 池田 明 殿

入札者 住 所

名 称

代表者氏名
(個人氏名)



現地説明会資料一式に定められた事項並びに現地説明会において貴社より開示された売買契約書案及び重要事項説明書の内容及び条件で売買契約を締結することを承諾の上、下記のとおり入札いたします。

金額		十億			百万			千			円
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

なお、入札公告「7 入札金額」に記載のとおり、上記金額に消費税及び地方消費税分を加算した金額を売買代金としてお支払いいたします。

入札名 「メルパルク松山」の土地・建物の売却の入札

* 記入しないでください

第 1 回 番札

記入例

入 札 書

契約責任者

日本郵政不動産株式会社

代表取締役社長 池田 明 殿

年 月 日

* 弊社から資格通知書が届いた日以降の日付で、入札書作成日、又は入札書等を郵便で差し出した日を記入願います。

* 入札者が個人の場合、実印（印鑑証明書と同一の印）を押してください。

* 入札者が法人の場合、代表者印（印鑑証明書と同一の印）を押してください。また、必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。

* 社印は省略可。

入札者 住 所

名 称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○○○
(個人氏名) 印

現地説明会資料一式に定められた事項並びに現地説明会において貴社より開示された売買契約書案及び重要事項説明書の内容及び条件で売買契約を締結することを承諾の上、下記のとおり入札いたします。

* 消費税及び地方消費税抜きの金額を記載する。金額の前に¥マークを入れてください。

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

なお、入札公告「7 入札金額」に記載のとおり、上記金額に消費税及び地方消費税分を加算した金額を売買代金としてお支払いいたします。

入札名 「メルパルク松山」の土地・建物の売却の入札